

令和4年度第1回 秋田県地域年金事業運営調整会議 議事録

令和4年7月22日（金） 13:30～

於：ホテルメトロポリタン秋田「ルーチェ」



秋田年金事務所

<出席者>

- 1 秋田県地域年金事業運営調整会議委員 10名
「令和4年度第1回 秋田県地域年金事業運営調整会議次第及び出席者一覧」参照
- 2 日本年金機構職員
 - ① 東北地域部長 1名
 - ② 地域代表年金事務所（仙台東年金事務所） 2名
 - ③ 県内各年金事務所長 3名
 - ④ 秋田年金事務所総務調整課 3名（事務局）

- 1 開会 司会
- 2 日程・資料の確認 配付済みタイトル毎、司会者読み上げ確認
- 3 主催者あいさつ 秋田年金事務所長 佐藤 進

本日はご多忙の中「令和4年度第1回秋田県地域年金事業運営調整会議」にお集まりいただき誠にありがとうございます。

皆様には、日頃から日本年金機構の年金事業運営につきまして、ご理解、ご協力をいただきましてありがとうございます。この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

令和4年度から委員となられた皆様もおられますので、地域年金事業運営調整会議につきまして若干ご説明させていただきます。

公的年金制度は、「世代と世代の支え合い」と言われるように、広く世代・年齢、地域・職域を越えた社会連帯の下に成立しております。これはいかなる制度設計の下でも普遍的なもので、公的年金制度の運営にあたる日本年金機構にとっては、地域、教育、企業の中での年金制度の周知、理解、支援のネットワークの再生・再構築が喫緊の課題と位置づけ、年金制度に対する理解をより深め、制度加入や保険料納付に結び付けるため、平成24年度からそれぞれの地域に根ざした「地域における年金運営の展開に関する事業」（呼称：地域年金展開事業）を実施しております。地域年金展開事業は、世代・年齢、地域・職域を越えた社会連帯を図ることを目的としております。そのため、各都道府県の有識者や関係機関、関係団体等の民間委員から構成される「地域年金事業運営調整会議」を設置しております。

本会議は年2回の開催としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から令和2年度及び令和3年度の第1回を書面開催とし、令和3年度の第2回から対面での開催をしております。

新型コロナウイルス感染症はオミクロン株の派生型に置き換えての急拡大となっております。日本年金機構は政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を受けて、「日本年金機構における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定しております。日本年金機構の様々な取組みにおいても基本的対処方針に則り、感染防止対策を徹底したうえで地域年金事業並びに基幹業務を展開して参ります。

本日の会議開催につきましても細心の注意をもって執り行いますのでご理解の程をよろしくお願いいたします。

さて、厚生労働省は令和4年6月23日に日本年金機構の年金事務所別と全国の市町村別の令和3年度における国民年金保険料の納付率を公表しております。

当会議では、年金制度に対する理解を深め制度加入や保険料納付に結び付けることを目的とした取組みを、皆様からご意見をいただきながら進めてきております。秋田県全体の令和3年度における現年度保険料の納付率は81.96%で全国5番目、保険料納付の時効となる最

終納付率は85.83%で全国6番目の納付率を維持してございます。詳細につきましてはお手元の資料を後ほどご確認くださいと思います。最終納付率につきましては全国312年金事務所のうち上位17位に大曲年金事務所の89.0%、20位に本荘年金事務所の88.8%と高い水準を維持しております。これらの実績値は地域年金展開事業の目的である年金制度への関心と理解、期待へのバロメーターでもあると感じていますし、この背景には地域年金展開事業の本格実施から10年となる地域年金事業運営調整会議を運営いただいた結果であり、引き続き会議運営における皆様からのご意見やご支援をお願い申し上げます。

すでに令和4年度は第2四半期に入りましたが、令和3年度の事業実績の分析、改善などを踏まえて新たな目標のもとに事業展開させていただいております。

本年度、日本年金機構では、「オンラインビジネスモデルの着実な実現」を目標に、国のデジタル化促進の方向を踏まえまして、オンラインサービスの拡充・環境整備を更に急ぐ必要があると考えております。

サービスのオンライン化は大きく「事業所向けサービス」と「個人向けサービス」に区分いたしまして、お客様からの申請・お客様への通知・各種情報の閲覧、これらの機能の電子化・Web化についてこれまで検討を進めてきました。

事業所向けサービスについては、電子申請の利用促進と令和4年度中に開始予定の「オンライン事業所年金情報サービス」により、申請・通知・閲覧のオンライン環境が一定程度整備される予定でございます。事業所向けオンラインサービスはG Biz IDとe-Govの活用をベースに構築しておりまして、これらが事業所に浸透していくことにより、事務処理の正確性や省力化が格段に向上するものと考えています。

個人向けサービスについては、国民年金保険料免除申請を電子申請とする仕組みや、国民年金保険料の控除証明書、源泉徴収票といった個人向け通知書のオンライン送付などの仕組みをねんきんネットとマイナポータル認証連携機能の改善を行いまして、本年5月からサービスを開始してございます。

今後この環境での裁定請求等の届出・通知・閲覧の機能の構築を進める方針でございます。これに合わせマイナポータルにおけるマイページ開設者等への周知活動を徹底して強化する方針でございます。

その他、インターネットによる年金相談予約の対象相談の拡大や、Web会議サービスを活用したオンラインによる年金セミナーなど、サービスのオンライン化の拡充に引き続き取り組んで参ります。日本年金機構は社会のデジタル化促進の方向性を踏まえ、事業所向け・個人向けのオンラインサービスの拡充・環境整備を進めるとともに、多様化するお客様とのチャネルの体系整理を推し進めることとしております。

コロナ禍を克服し、新しい時代を切り拓こうと社会全体が着実に歩みを進める中で、「正確な給付、適切な年金制度の運用により、高齢化社会における我が国社会の安定・安心に貢献すること」が当機構に与えられたミッションであると捉えております。当県の地域の皆様にも当然に日本年金機構がすべき役割を果たしていきたいと考えます。

そのためには、広く県民の皆様に公的年金制度へのご理解を深めていただく必要があります。是非とも、本日お集まりいただいた委員の皆様のご活発なご討議、意見交換等でお力添えをいただきますようお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

4 秋田県地域年金事業運営調整会議出席者の確認

出席者の確認紹介。終了後、日本年金機構側出席者の紹介。

5 議 事

議長確認

秋田県地域年金事業運営調整会議規程第6条第4項の規定に基づき委員長を議長とすることを確認。

(「地域年金展開事業の概要」、「令和3年度事業実施結果」、「ポスターコンクールについて」を、秋田年金事務所長嶺副所長より説明)

藤本議長 : 只今の説明についてご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

淡路委員 (秋田県地域型年金委員会) : 出張年金相談について、鷹巣年金事務所は県北に一つということで範囲が広く、能代市、大館市、鹿角市と3つ抱えて出張相談しているということですが、どのような体制で行われているかということと、今の課題、状況をお伺いします。2点目に、ハローワーク主催の雇用保険制度説明会参加について、コロナ禍ということで制約はあるものの本荘事務所ができて他の事務所3カ所は対応できていないということですが、これはどのような状況で、今後どのように取り組んでいく所存なのかお伺いします。3点目に、地域エフエム局との連携について、実際どのような局があり、どのような内容で広報を行っているのか、参考にお聞かせ願います。

藤本議長 : 只今の質問に対して、事務局から発言をお願いします。

斎藤所長 : 私の方からは鷹巣年金事務所で行っている能代市、大館市、鹿角市の出張相談所の件について回答したいと思います。現在は職員1名で1ブースということでやらせていただいておりますが、能代市、鹿角市においては3週間に1回の割合で2ブースでの相談を行っております。なお、能代市は毎週火曜日、鹿角市は毎週水曜日、大館市は毎週木曜日に開設

しております。課題については、来年の1月以降、ターンアラウンドの申請書が増えるため、それに向けた相談体制の拡充と、担当者のスキル向上と考えております。

藤本議長 : その他何かございますか？

佐藤所長 : 2つ目のご質問になるかと思います。ハローワーク主催の雇用保険制度の説明会ですが、秋田、鷹巣、大曲ではコロナが拡大以降実施できていないというのが現状です。ただ、私どもも毎回ハローワークにご協力を依頼しております。また、DVDも使って年金制度の手続き関係や制度も含めて周知しているところです。3つ目のご質問ですが、コミュニティ放送の実績といたしましては、秋田コミュニティ放送、エフエム檜台、FM秋田、大曲方面ではエフエム花火で制度周知、特にコロナに係る免除の周知をしております。

淡路委員 : ハローワークについては、これからも取組みを切らさないようにした方がいいと思います。機構からの年金の周知ということが最大の目的であると思いますが、社会保障という全体の中で一本化とまでは言いませんが窓口の情報が集約できるという、雇用保険の手続きに来られる方々に対して手を差し伸べているという良い取り組みだと思いますので、ぜひ何らかの方法で続けていただければよろしいかと思います。

藤本議長 : 他にご質問やご意見等はございませんか。

嘉藤委員 : 「わたしと年金」エッセイで、今回田村さんのエッセイが秋田県から初めて入選されたということで、掲載されていますが、こちらについては新聞等何かで紹介する機会があったのでしょうか。

佐藤所長 : 全国から9名程度の入賞者のうちの一人ということで、学校の方も積極的にPRしていただきまして、秋田魁新聞に顔写真付きで紹介していただいたというのがまず一つです。それと作品につきましては、当事務所の待合フロアの方にも掲示させていただいているというのが2つ目です。また、機構全体で取り組んでいる内容ですので、年金機構のホームページにも掲載されております。

嘉藤委員 : ぜひ機構のホームページ等を拝見させていただきたいと思います。

藤本議員 : 何かご質問、ご意見等ございませんか。

鈴木委員 : 年金セミナーについて、対面と非対面による開催ということで挙げられていた学校ありましたが、もしお分かりでしたら、実施件数のデータが分かれば教えていただければと思います。

佐藤所長 : 全県の大学と高校の方をメインにやっており、秋田年金事務所管内のものが 20 校ほどございます。少しお時間いただいて集計させていただければと思います。

宮澤委員 : 年金セミナーについては、コロナ禍で大変だったと思います。対面が難しいのであれば、引き続きDVDでやっていただければと思います。なお、学校で年金セミナーを実施する際に、年金制度を理解するために、疑問や不安の払拭というのを中心にご説明いただきたいです。他の会議でも話したことはありますが、制度のマイナスになるようなこともきちんと説明しなければならないとっておりますので、例えば免除や納付特例の制度を受けると、受給権の確保という面では非常にいい制度ですが、保険料を追納しないと老齢給付には反映されないというデメリットがありますので、この辺もきちんと説明し、疑問・不安の払拭にご尽力いただければと思います。もう一つ、エッセイについて、秋田県から入選作が出たということで、非常に喜ばしいことだと思います。秋田県では応募作が 51 件で、これは東北の他県に比べれば非常に多い件数です。エッセイについてはどこもなかなか応募作品が増えないと悩んでいるところではありますが、PR で一番良いのはセミナーです。セミナーを実施したときに同時にこれを広報して作品を応募いただくというのがベストかと思います。ポスターを貼ったからといってエッセイの応募が増えるというわけではありません。具体的にどんなことを書いたらいいのか、どんな作品があるのか分からないと応募しようがないと思うので、セミナー実施の際に、たとえば今回入選された田村さんの作品をコピーしたものを配付するなどの取組みを、応募に向けてお願いしたいと思います。

佐藤所長 : 学生からのアンケートをとりますと、質問や質問形式の感想が寄せられるケースもございます。皆さんの意見に目を向けながら対応して参りたいと思います。また、エッセイも含めてセミナーを行ってもなかなか募集の方までたどり着かないところもありますが、引き続きセミナーと併せてエッセイの方もPRして参りたいと思います。

加藤委員
(全国健康保険協会
秋田支部)

：広報誌等のところですが、私どもも広報誌やリーフレット等を使う機会が多く、事業所の方から要望があがります。共通しているかと思いますが、本社だけでなく出先を持っている事業所の場合、紙ベースだと出先で展開するときに面倒だという意見をいただくことが多くあります。その対応ということで、ニーズが出てきているのがデジタル化、電子ベースでの配信です。電子でもらったほうがありがたいという声も多くありますので、機構の方ではもうご対応されているのかもしれませんが、事業所への電子での対応もよろしいかと思います。

佐藤所長

：機構でもこれからのデジタル化に向けていくという姿勢がございます。例えばメールマガジンで周知するということも計画していますので、状況を見ながら、幅広く浸透していければと思っております。

小林委員
(秋田県社会保険
委員会連合会)

：年金ポスターコンクールを実際に見る機会がございまして、中学生の作品が世代と世代の支え合いということで、将来の年金についてのイメージがとても明るいものだと感じました。ぜひこれが実際、明るい将来につながるような年金であってほしいと思います。また、全国年金委員研修がオンラインで開催されており、秋田地区でも何名か過去に参加しておりましたが、音声が少し聞きづらいということが言われておりまして、各会場によって違うとは思いますが、もう少し改良していただければと思います。

佐藤所長

：年金ポスターコンクールにつきましては、すでに第2回目ということで各中学校の方にも依頼しております。また、昨年初めて開催させていただき、応募数も多く、大変嬉しく思っていますし、また絵を見ながら考えてみますと、やはり年金という部分をしっかりと理解していただいているように見受けられました。引き続き、対応して参りたいと思います。それと、全国年金委員研修のオンラインでの改善点については要望して参りたいと思います。

藤本議長

：多くのご意見、ご質問をいただきましたが、これだけという方いらっしゃいますか。後でご発言いただいても結構ですので、次に進んでもよろしいでしょうか。では続いて、資料の4・5・6に関わる令和4年度 of 取組み方針等について秋田年金事務所の佐藤所長からご説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

佐藤所長 : 令和4年度の事業方針をご説明する前に、先ほど委員の方からありました秋田事務所管内の年金セミナーの状況ですが、大学、短大につきましては6校、専門学校が5校、高校が7校、支援学校は生徒とPTA含めまして1校ずつということになります。それと中学校がDVD視聴のみということで、3校といった内訳となっております。では、令和4年度の事業方針をご説明させていただきます。

(「令和4年度事業方針(重点項目)」、「令和4年度事業計画」、「コロナ禍における地域年金展開事業の取組」について秋田年金事務所佐藤所長より説明)

藤本議長 : ありがとうございます。今年度の取組みについてのご説明でした。昨年度までの取組みに関連したお話もありましたが、引き続きご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

小林委員
(秋田県社会保険
委員会連合会) : 年金委員活動については大変ご協力いただきましてありがとうございます。今回も委嘱拡大について人数が増え、ありがとうございます。委員会活動でも、職域型の場合は電子申請など次々に変わる制度改正なり年金委員のスキルアップが非常に大切で、研修は欠かせないものとなっておりますので、引き続きご協力をよろしくお願いしたいと思います。会員数が多くオンラインでやるということがまだ難しいため、対面で行うことになると思いますが、よろしくお願いします。

佐藤所長 : 対面での開催でも問題ありません。コロナ対策を徹底したうえでやらせていただければと思います。よろしくお願いします。

藤本議長 : 他にご意見ございませんか。

伊藤委員
(秋田商工会議所) : 今年度の事業計画ということで様々ご説明ありがとうございました。私ども商工会議所の役割は、対事業所への周知・理解度というところだと思っておりますが、例えば説明会の開催を拡充していくという計画となっておりますが、恐らく事業所でも日程が合わない方がいらっしゃるかと思います。例えばですが、商工会議所の方でセミナーを録画してホームページに掲載をして、24時間いつでもどこでも見られるということで、講座を500くらい載せておりますが、結構アクセスもありいろんな時間に見られています。事業計画によってスケジュールを決めて取組みを

進めていると思いますが、可能であれば来年度からでも、機構のホームページにそういった動画を公開できれば、空いた時間に見る方もいらっしゃるかと思うので、ひとつ提案です。よろしくお願いします。

佐藤所長 : かなりアクセス数があるということで、新しいご提案をいただきましたので、各部署に確認をしてできるものであれば、またお話をさせていただければと思います。

鈴木委員 (秋田県教育庁) : 年金セミナーにつきまして、昨年度の実績をお調べいただきありがとうございます。私の感覚ですと、3年生は1月で授業が終わって、2月が自宅で進路に向けて準備をする1か月間ということになり、2月の出校日に合わせて年金セミナーを行う学校が多いのではないかとイメージです。1年生や2年生より、実際に社会に出て年金を納める年齢に近くなったところでセミナーを開催することによって、制度の中身を知り自覚を持っていくということで、適切なタイミングなのかと思います。普段の授業でも触れることですが、じっくり年金と向き合うのはそこがいいタイミングなのではないかと考えています。一方でエッセイについて、年金セミナーを経たうえでエッセイを書くというのは非常にいい流れだと思いますが、締切が9月ということで、学校の立場としては、夏休みの宿題としてとらえることになると思います。そうすると、高校3年生の2月がセミナーに有効だという話と、一方でエッセイが9月締切となると、高校1年生あるいは2年生の夏休みに取り組むことになり、その辺がなかなかうまくつながらず厳しいなと感じたところです。高校生は今夏休みに入ったところですが、読書感想文、税の感想文ということで宿題が出ている学校が多いと伺っています。年金エッセイについてもその中の一つとして位置付けてもいいのではないかと思います。セミナーとの関連付けはそういった実態もあり難しいかもしれませんが、実情ということでお伝えしておきたいと思います。

佐藤所長 : アプローチする際に、締切の期限に間に合うものについては、できるだけセミナーと併せましてエッセイの方もPRをさせていただければと思います。ご意見を基に対応させていただきたいと思います。

藤本議長 : 時間も押してまいりましたので、この辺で5分間休憩を入れたいと思います。ご意見・ご質問ある方はそのあと伺うことができますのでよろしくお願いします。

(休 憩)

藤本議長 : 先に事務所別事業中間状況についてご説明をいただく形で進めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(「事務所別事業中間状況」について秋田：佐藤所長、鷹巣：斎藤所長、大曲：木村所長、
本荘：佐藤所長より説明)

藤本議長 : 今の4事務所の発表について、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

市井委員 : 先ほどチームズの話がありましたが、当会でも全県の商工会全てチームズを入れておりますので、連携しながら進めていける部分はあろうかと思えます。その辺は個別にご相談させていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。委員の皆さんから積極的な意見をいただきまして、私個人的にも勉強になったと思っております。報告の中でも、学校関係ではエッセイやポスター、セミナー等やっておられるというところですが、これらの目的としては、保険料をしっかりと納めて持続可能な制度としていこうというところがあると思っておりますが、やはり保険料という面で見ると、経営者の方々にいかに理解していただくかというところが大きいかと思えます。個人事業主ですと第1号被保険者になりますし、また要件を満たす事業所でまだ適用事業所になっていないところですが、数字は分かりませんが、感覚的な部分では多いという認識はありますので、どう制度を理解していただき、しっかりと制度に関わっていただけるかというところが、我々も経済団体の一つとしてやらなければいけない部分なのかなと思っております。先ほど商工会議所の伊藤部長もおっしゃっていましたが、動画を貼り付けるということは比較的簡単にできる部分だと思います。その他にも講師の派遣をしていただくとか、事業主の方に理解していただけるような取組みを今後進めていかなければいけないと感じているところです。

淡路委員 : 年金委員の活動支援事業について、地域型年金委員会から一つお願いです。地域型年金委員は国民年金の一番の支えですので、各首長さんに制度のことはもちろん、機構と市町村が連携できることもお願いしたいと思えます。地域型年金委員というのはどのような活動をしているか、市

町村とどのような連携ができるか、そのようなところを懇談できればと提案します。もう一つ大事な事。とかく年金は制度論が主になっていますが、年金収入が市町村によってどのような位置づけになっているか。例えば当町藤里町であれば、人口3千人を切っておりますので、基幹産業は農林業、農業収入は5億か6億。それに比べて年金は共済を除いて15～6億で3倍になる。基幹産業が何かと言ったら年金とも言える。このことは自信を持って進めていただきたい。もちろん農林業、一次産業、二次産業、三次産業は本来の大事な活動ですが、一人ひとりの年金の部分は下支えで大事なことと同時に、それが占める地域における位置付けは大きいということを、ぜひお伝え願えればと思う。角度を変えて制度の説明だけに限らず、大きい視点から地域の経済の支えになっているということをぜひお伝えいただきたい。今いろいろな経済情勢からコロナから大変な状況ですが、どうなっても年金が支えていくということはこれから変わらない状況ですから、事務所の管理者の方は自信を持って各市町村長さんを訪問願えればと、激励とお願いということで一言です。よろしくお願いします。

佐藤所長 : 地域型年金委員の役割も含めて、市町村へのアプローチについては承知いたしました。直接首長さんとお会いできない場合であっても、文書含めていろいろな形で対応させていただければと思います。納付率やその背景としての年金給付支給額は毎年市町村へはお伝えしている内容です。これは引き続き対応して参りたいと思います。

藤本議長 : ご意見・ご質問等をいただいて参りましたが、全体を通じてこれだけは言っておきたいとかあるいはこれだけは聞いておきたいということがございましたら、後半に限らないで結構ですのでお願いします。よろしいでしょうか。ではその他、事務局からお願いします。

長嶺副所長 : 事務連絡です。年度2回の会議ですので、次回が1月を予定しております。コロナの状況が今後どうなるかというのは気にされるところではあると思いますが、ここにおられます委員の皆様のご出席について、何卒よろしくお願い申し上げます。

藤本議長 : それでは議事を終了します。ご協力ありがとうございました。

6 議事終了 議長解任

7 本部（東北地域部長 柴田勉）あいさつ

本日はご多忙の中、秋田県地域年金事業運営調整会議にご出席を賜り、誠にありがとうございました。委員の皆様方のご協力もあり、会議終了の運びとなりました。委員の皆様におかれましては、日頃より公的年金制度への深いご理解のもと、私どもの円滑な事業推進にお力添えを賜り、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

コロナ禍のなか、デジタル化やリモートでの会議研修等の実施が進められているところ、年金機構ではインターネット予約の開始、電子申請利用促進等にも力を入れております。本日皆様方からいただきましたご意見等につきましては、日本年金機構本部および秋田県内の年金事務所において共有し、今後の地域年金展開事業を推進するにあたっての礎にして参りたいと考えております。

現在、年金受給者は全国で 4,000 万人を数え、その約 5 割の方が公的年金収入のみで生計を営まれており、公的年金は、65 才以上高齢者世帯の平均所得の約 5 割を占めている現状にあります。このように、公的年金は、高齢者世帯の生活を支える制度であり、また、障害を負ったときや、一家の働き手が亡くなった時の万が一の安心の備えとしても重要な役割を担っております。

従来から申し上げておりますように、公的年金制度の安定的かつ恒常的な発展のため、地域や企業の皆様に対し、正しい知識や情報を適時的確にお伝えすることは、私ども日本年金機構として重要な取組みであると考えております。とりわけ、本年 10 月に施行となる、短時間労働者の適用拡大については、人々の働き方に大きな影響を与える重要な制度改正であることから、徹底した制度周知を行い、適正な届出をいただくことを当機構の責務として取組んで参ります。

これらの実現にあたりましては、本日ご参集の委員の皆様をはじめとした地域の関係団体のご協力が必要不可欠でございます。引き続き、地域における支援ネットワークの再構築に取組み、地域・教育・企業など、それぞれのお立場からのご意見、ご提案を賜りながら、国民の皆様方の年金制度に対する理解を深め、制度加入や年金保険料納付に結び付けていけるよう努めて参りますので、今後とも当機構の業務運営にご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後になりますが、引き続きのご指導・ご鞭撻を重ねてお願い申し上げまして、御礼のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

8 閉会 司会

※次回は令和 5 年 1 月開催予定